

## 佐那河内村検定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本英語検定協会主催の実用英語技能検定（以下「英検」という。）、及び財団法人日本漢字能力検定協会主催の日本漢字能力検定（以下「漢検」という。）の受検について、受検機会拡大のため、補助を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による検定料補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、検定を受検した児童生徒の保護者とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、検定料の額とする。

2 補助を行う回数は英検及び漢検に対し、1年度に1回とする。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする保護者は、佐那河内村検定料補助金交付申請書（別記様式）に必要な書類を添えて、佐那河内村教育委員会を經由して、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付等)

第5条 村長は、前条の申請を受理したときは、審査の上適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助対象者に通知するものとする。

2 前項の通知は、補助金の交付をもってこれに代えることができるものとする。

(補助金の取り消し及び返還)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) その他特別な事由が生じたとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年9月20日から施行する。